

## 公立大学法人尾道市立大学 第3期中期目標（案）

### 目次

- 第1 基本的な考え方
  - 重点課題
- 第2 中期目標の期間
- 第3 教育研究上の基本組織
- 第4 教育研究等の質の向上に関する目標
  - 1 教育の質の向上に関する目標
  - 2 研究の質の向上に関する目標
  - 3 学生への支援に関する目標
- 第5 地域貢献及び国際交流に関する目標
  - 1 地域貢献に関する目標
  - 2 国際交流に関する目標
- 第6 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- 第7 財務内容の改善に関する目標
- 第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
- 第9 その他業務運営に関する目標

### 第1 基本的な考え方

尾道市立大学は「知と美の探究と創造」を建学の基本理念として、経済情報学部と芸術文化学部の2学部を持つ公立大学として設立された。経済情報、日本文学、美術という3つの学科は、瀬戸内の産業・流通拠点として栄えた尾道の歴史、文化と芸術を創造し受け継ぐ尾道の伝統を体現した編成であり、尾道市が設置した公立大学として、尾道女子専門学校創設以来、地域社会や国際社会に貢献する有為な人材を育成してきた。

少子化の急速な進行による人口減少、新型コロナウイルス感染症等の流行、グローバル化の進展、様々な情報技術の急速な発展、SDGsの取組み等により、大学を取り巻く環境はいま大きく変化している。その中で、未来を支える人材となる若者が、社会経済の課題の多様化・複雑化に対応できるよう確かな専門的能力と豊かな教養、自主的に考え行動できる主体性と積極性を持つことがますます重要になっている。そのために尾

道市立大学は少人数教育の特長を生かし、「何事にも好奇心を持ち、積極的にチャレンジする学生が育つ大学」「一人一人が成長を実感できる大学」「地域に入り、地域で学び、地域に還し、地域から発信していく大学」の実現を目指す。

### 重点課題

1. 本学の特色である学科構成を生かした教養教育の充実と体系的な専門教育の実現を図る。
2. 卒業生の資質・能力を保証する「出口における質保証」の取組みを推進する。
3. 高度な専門的知識と技能、独創的な表現力、高いコミュニケーション能力を持った人材を育成するカリキュラムと教育方法を開発し導入する。
4. 各教員が質の高い優れた研究活動と創作活動を不斷に行い、国内外に発信していく。
5. 尾道の歴史と伝統を学び、尊重し、「地域を学びの場として生かす教育・研究」を実践していく。

### 第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

### 第3 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次の学部及び研究科を置く。

学部	経済情報学部及び芸術文化学部
研究科	経済情報研究科、日本文学研究科及び美術研究科

【 参考資料 】 目標項目数比較表

項 目	第3期	第2期
第4 教育研究等の質の向上に関する目標	1 3	1 6
1 教育の質の向上に関する目標	(7)	(9)
2 研究の質の向上に関する目標	(2)	(3)
3 学生への支援に関する目標	(4)	(4)
第5 地域貢献及び国際交流に関する目標	3	4
1 地域貢献に関する目標	(2)	(2)
2 国際交流に関する目標	(1)	(2)
第6 業務運営の改善及び効率化に関する目標	3	3
第7 財務内容の改善に関する目標	2	2
第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	2	2
第9 その他業務運営に関する目標	2	4
計	2 5	3 1

※ ( ) 内は、大項目内の中項目数

## 第4 教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育の質の向上に関する目標

#### (1) 質の高い教育課程の編成

大学の理念・目標を実現するため、教養教育と専門教育の双方を通じて、また、学生の主体的活動等も含む教育活動全体を通して、学修者本位の教育課程の充実を図る。

#### (2) 幅広い視野と豊かな教養を持ち、国際的に通用する人材の育成

社会の変化に対応するため、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等の能力を獲得できる人材を育成する。地域文化に対する理解と国際的に通用する幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけ、多様な価値観を柔軟に受け止め、主体的な態度で社会の中で協働できる人材を育成する。

#### (3) 専門的知識と技能を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

ディプロマ・ポリシーに基づく資質、能力を身につけさせる「出口における質保証」の取組みを充実、強化する。

#### (4) 教育力の向上

状況に応じて大学の判断・運用による弾力的な教育活動を展開し、また、生涯学び続ける力や主体性を涵養するために、情報通信技術（ICT）を活用した授業や主体的・対話的な深い学びの授業を実施していく。

#### (5) 学修の評価

ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラムが適切に運営されていることがわかる客觀性のある指標により、学生の学修の達成状況がより可視化するように取り組む。

#### (6) 学生の受入れ

全国的な入試改革に対応し、また少子化を認識した受入れ体制の多様化・柔軟性を取り入れ、本学の入試方法を修正していく。各学部・学科の特長を積極的に広報し、優秀で学習意欲の高い学生の受入れを促進する。

#### (7) 大学院教育

各研究科の特色を生かしたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに即した研究指導状況の可視化と実績評価に取り組む。

また、リカレント教育、履修プログラムの開発等、社会人の受入れに向け積極的に取り組む。

## 2 研究の質の向上に関する目標

### (1) 研究の活性化

各教員が独創性を持った優れた研究を推進する。また、大学全体として、長期的・学際的に取り組む国際性や地域性の豊かな研究を奨励する。研究成果については広く可視化した形で公開していく。

### (2) 研究の実施体制

学内外の共同研究や産学官連携を推進するとともに、必要な支援体制を整備する。また、科学研究費補助金等の外部研究費の積極的な獲得を目指す。

## 3 学生への支援に関する目標

### (1) 学修の支援

学生の進路や達成目標に沿った履修指導、学修とキャリアプランニングに関する支援等を適切に行う。また、学修に課題を抱える学生について、個々の学生の状況や特性を踏まえ支援を行う。

### (2) 学生生活の支援

学生が心身とも健康で充実したキャンパスライフを過ごすことができるよう、学修・生活環境、課外活動、就職活動、その他学生の自主的活動を支援する。

### (3) キャリア形成の支援

学生が自ら設定するキャリア形成プランに沿う、スキルの修得や研鑽を含めたキャリア教育の充実を図る。

### (4) 経済的支援

高等教育の修学支援新制度を踏まえ、奨学金制度や授業料減免等、学生への経済的支援の充実を図る。

## 第5 地域貢献及び国際交流に関する目標

### 1 地域貢献に関する目標

#### (1) 地域社会との連携・協働

地域社会、企業、諸団体、学外教育研究機関等との連携・協働を推進し、地域の課題解決や新たな価値の創造により、経済、文化、教育等地域の発展に貢献する。

#### (2) 地域への学習機会の提供

地域と緊密に連携した、実践的・専門的なリカレント教育の機会を

提供し、実践的な教育を担う人材の育成を行うとともに、生涯学習を支える取組みの充実を図る。

## 2 国際交流に関する目標

### (1) グローバル化の促進

本学の特長や地域特性を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、また本学学生の要望を踏まえ、留学生や本学学生にとって魅力ある教育プログラムの構築に取り組む。

## 第6 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### (1) 運営体制の改善

内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、ガバナンス体制を確立する。

### (2) 教育研究組織の充実

大学の理念・目標を実現するため、柔軟かつ最適な教育研究組織となるよう取り組む。

### (3) 事務処理の改善・効率化

定期的な業務改善や事務組織の見直し等に取り組むことにより、デジタル技術の導入や、外部委託の活用等を図り、事務職員の能力と資質を高め、事務処理の効率化及び合理化に取り組む。

## 第7 財務内容の改善に関する目標

### (1) 資源の適正配分

管理運営経費の節減を図るとともに、目指す機能強化に向け、戦略的に経営資源を配分する。

### (2) 外部資金等の獲得

科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や産学官連携による共同・受託研究等の外部資金の獲得等により、自己収入の増加に取り組む。

## 第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

### (1) 自己点検・評価の実施

客観的なデータに基づいた自己点検・評価を実施するとともに、その結果を公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に取り組む。

(2) 情報公開及び広報活動の推進

大学運営の透明性を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たすため、適切に情報公開を行う。また、特色ある教育研究活動等の取組みとその成果について戦略的に広報活動を行う。

## 第9 その他業務運営に関する目標

(1) 施設・設備の整備と維持管理

学生及び教職員が有効かつ快適に利用できる教育研究環境をより充実させるため、施設・設備の有効活用に資するとともに、計画的な整備・改修を進め、施設設備の充実を図る。

(2) リスクマネジメントの強化及び法令遵守の推進

リスクマネジメントの強化に取り組むとともに、法令遵守を徹底する。